

令和 4 年度中央鉱山保安協議会の報告

令和 5 年 2 月 2 8 日
九州地方鉱山保安協議会

報告内容（令和4年12月8日開催分）

● 目次

1. 鉱業労働災害防止計画に係る答申について
 - ① 第13次計画の取組状況及び評価
 - ② 第14次計画の概要
2. 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申について
 - ① 第5次方針の取組と評価
 - ② 第6次方針の概要
3. 休廃止鉱山インフラのレジリエンス強化に関する取組状況第5次方針の取組と評価
 - ① 事業者、国の取組及び今後の対応方針
4. 石炭じん肺訴訟（和解等）の現状



[令和4年12月8日開催資料はこちら](#)

1. 鉱業労働災害防止計画に係る答申について

(資料2-1)

① 第13次計画の取組状況及び評価

鉱山保安マネジメントシステム関係

- 国は、鉱山保安マネジメントシステム導入の深化を図るため、同鉱山保安マネジメントシステムにかかる自己点検チェックリストの見直し、手引書の改訂、小規模鉱山向けにイラストを活用した簡易リスクアセスメント導入促進パンフレット等を作成。その結果、それぞれの規模の鉱山で「本格導入鉱山」割合が増加し、対策の効果は表れたものと評価。
- 一方で、未だ鉱山保安マネジメントシステムを導入している鉱山（389鉱山（令和3年））のうち半数以上の鉱山が本格導入鉱山に移行していないことから、今後は、現状の分析や課題の抽出等により、鉱山保安マネジメントシステムの導入促進方法について検討することが必要。



1. 鉱業労働災害防止計画に係る答申について

(資料2-1)

① 第13次計画の取組状況及び評価

鉱山災害の再発防止関係

- **国が**、鉱山災害の再発防止のため、鉱山で災害が発生した後、速報及び詳細報を作成し、各産業保安監督部を通じて各鉱山へメール等により情報提供を行い、**類似災害の発生防止及び鉱山側の取組の活動促進を図っていることは評価。**

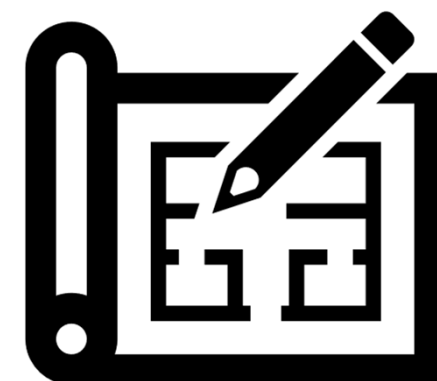


1. 鉱業労働災害防止計画に係る答申について

(資料2-1)

② 第14次計画の概要

- 第13次計画期間における3つの目標値全てが未達の見込みであることを理由に次期計画の目標値を第13次計画よりも緩和することは、結果的に保安の後退につながることを懸念される。
- 一方で、近似曲線を用いた第9次計画以降の度数率の推移を踏まえると下げ止まり傾向であり、第13次計画の目標値が下限値となりつつあることを考慮すると、次期計画の目標及び目標値は、第13次計画と同値とすべき。



1. 鉱業労働災害防止計画に係る答申について

(資料2-1)

② 第14次計画の概要

目標

- 各鉱山において、災害を撲滅させることを目指す。
- 全鉱山の災害発生状況として、計画期間5年間で、次の指標を達成することを目標とする。

指標1：毎年の**死亡災害は零**（ゼロ）

指標2：災害を減少させる観点から、**計画期間の5年間の平均で度数率 0.70以下**

指標3：重傷災害を減少させる観点から、**計画期間の5年間の平均で重傷災害**（死亡災害を除く休業日数が2週間以上の災害）**の度数率0.50以下**

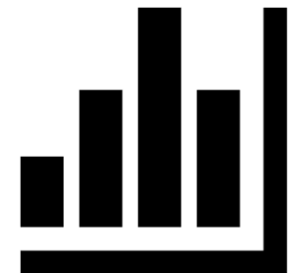
（※次期計画から「重篤災害」を「重傷災害」に統一）



2. 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申について (資料2-2)

① 第5次方針の取組と評価

- 第5次基本方針（平成25年度～令和4年度）において、**鉱害防止工事では、限られた予算の中、坑廃水処理を優先したり、費用対効果等による工事見直し、集中豪雨による災害復旧工事の追加等により、工事進捗率が低い実績**となった。
- また、**義務者存在鉱山では、災害対策工事、集積場安定化工事等の新規工事が増えて、実績が大きくなった。**
- 坑廃水処理では、当初計画どおり排水基準を満足するための処理が実施されたが、気象等や、一部の鉱山における製錬廃水等の使用済特定施設以外の排水による影響等によって、当初計画と実績見込みの乖離が見られた。**



2. 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申について (資料2-2)

② 第6次方針の概要

- 第6次基本方針（令和5年度～令和14年度）において、鉱害防止工事の早期完了や坑廃水処理のコスト削減の加速化に加え、これまで培ってきたパッシブトリートメントの社会実装や利水点等管理の導入の推進のほか、**2050年のカーボンニュートラル実現を見据えた鉱害防止事業の付加価値向上**といった新たな取組を目指す。
- 坑廃水処理の事業量計上に係る判断基準を明確化するとともに、今後、**排水基準等を満足しつつ継続的に坑廃水処理が行われているか、適切な評価手法を検討する。**



(参考)

鉱害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項

① 鉱害防止事業全体における新たな取り組み

・地球環境問題やカーボンニュートラル、SDGsへの国民の関心の高まりに応じて、鉱害防止事業においてもカーボンニュートラル等への貢献を検討する。

② 鉱害防止工事残存工事の早期完了

・限られた予算内で工事を実施していくために、発生源対策ガイドランス等を活用しつつ、事業の進捗に合わせ、その妥当性、緊要性、効率性等の観点から優先順位付けを行いながら、早期完了を図る。

③ 新しい類型区分による坑廃水処理の終了、コスト削減の加速化

・新たな類型区分に沿って、鉱山別に定めた事業を着実に実施し、坑廃水処理の終了や更なるコスト削減を加速化する。

・具体的には、利水点等管理や、パッシブトリートメントについては社会実装のため、モデルケースを設定し基礎データ取得を行うとともに、過去の発生源対策や現状の技術による適用についての評価を行う。

・継続的に処理が必要な鉱山においては、設備の更新等適切に対応し、処理コストの低減、更なる効率化を図る。

・義務者存在、不存在にかかわらず、利水点等管理の導入や坑廃水処理の終了、処理基準の緩和を行う際には、地域住民の理解と協力が不可欠であり、丁寧な説明を行い関係者の意見の一致を図る等、地方公共団体と連携して取り組んでいく。

・排水基準等を満足しつつ継続的に坑廃水処理を行っていることを、適切に評価できるようにするための手法について検討する。

④ 排水基準等の規制強化への対応

・義務者存在鉱山においては、新たな規制強化があった場合、鉱山保安法に基づき適切に対応する。また弾力的運用のあり方について、排水基準の暫定措置等の具体的な事案をみつつ、必要に応じて関係者等と検討する。

⑤ 中和殿物の減容化への対応

・新たな中和殿物減容化等の技術開発に取り組むとともに、中和殿物の処理に係るガイドランスを整備し、普及促進を図る。

⑥ 災害時のリスク対応強化

・集積場安定化対策工事の早期完了を図るとともに、更なる自然災害への対応力向上を図る観点から、休廃止鉱山のレジリエンス強化を図る。

・レジリエンス強化に際しては、利水点等管理や、大雨等で未処理放流等を行わなければいけなくなった時等を想定し、事前に環境への影響を評価する等のソフト面の対策も検討する。

⑦ 坑廃水処理に係る人材確保・省力化・省人化

・坑廃水処理管理者の不足・高齢化に対応するため、民間資格制度の定着を一層進めるとともに、シニア層・エキスパート人材等の現場技術者の育成を図る。

・IT技術やドローン等最新機器を活用した自動化運転等の導入を進め、坑廃水処理の省力化・省人化を含めた高度化を推進する。

3. 休廃止鉱山インフラのレジリエンス強化に関する取組状況 (資料2-3-1、2-3-2 (鉱業協会))

① 事業者、国の取組及び今後の対応方針

事業者の取組

- 坑廃水処理を必要とする休廃止金属鉱山等のレジリエンス強化（鉱山毎の復旧対策・手順の計画策定、設備・資材等の確保等）のため、事業者は、業界団体において定めた改善方針の下、鉱山毎（54鉱山）にアクションプランを策定し、レジリエンス強化の取組を実施中。



国の取組（事業者の自主的取組に対する支援）

- これまでのべ21鉱山（令和元年度補正予算：14鉱山、令和2年度補正予算：3鉱山、令和3年度補正予算：4鉱山）に対し、非常用発電機燃料タンクの増設（停電時の稼働時間の延長）や薬剤貯蔵タンクの増設（道路不通時の稼働日数の延長）等に要する費用を支援。



3. 休廃止鉱山インフラのレジリエンス強化に関する取組状況 (資料2-3-1、2-3-2 (鉱業協会))

① 事業者、国の取組及び今後の対応方針

今後の対応方針

- 今回のレジリエンス強化の取組（３年間）によって、自然災害による停電、交通遮断が発生した場合にあっても、非常用発電機等を活用することで、最低３日間は坑廃水処理を継続する体制が概ね確立。
- 今後はこの体制を維持、向上させていくことが不可欠であり、引き続き、自主保安体制の下、国・事業者・自治体が連携し、取組を進めていく。



4. 石炭じん肺訴訟（和解等）の現状（資料2-4）

- 筑豊じん肺訴訟最高裁判決（平成16年4月）以来、原告患者2,334名に損害賠償金約177億円を支払い済み。（令和4年3月末時点）
- 裁判中の原告患者数は、札幌及び福岡の各地方裁判所の2件24名。
- 労働局、労働基準監督署、医療機関等に対し、ポスター及びリーフレットを送付し掲示・配布を要請する等、石炭じん肺訴訟の和解手続に関する広報活動を実施。



炭鉱でじん肺に罹患された方及びじん肺によりお亡くなりになった方の相続人の皆様へ損害賠償金をお支払します。

経済産業省
石炭保安室

**炭鉱で働いていた方を
探しています!!**

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決で国の損害賠償責任が確定したことから、国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

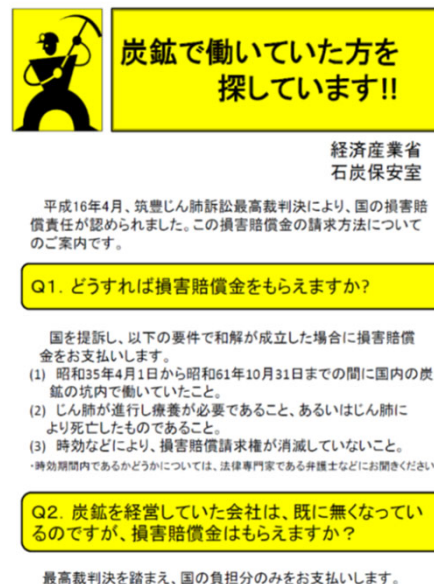
・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

＜お問い合わせ先＞
最寄りの法テラス（日本司法支援センター）
電話 0570-078374
※通話料のみ、利用料はかかりません。
（平日：9:00～21:00、土曜：9:00～17:00）
<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの弁護士会
日本弁護士連合会のホームページは、
<https://www.nichibenren.or.jp>

〒300-8903 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 石炭保安室

（ポスター）



**炭鉱で働いていた方を
探しています!!**

経済産業省
石炭保安室

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決により、国の損害賠償責任が認められました。この損害賠償金の請求方法についてのご案内です。

Q1. どうすれば損害賠償金をもらえますか？

国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

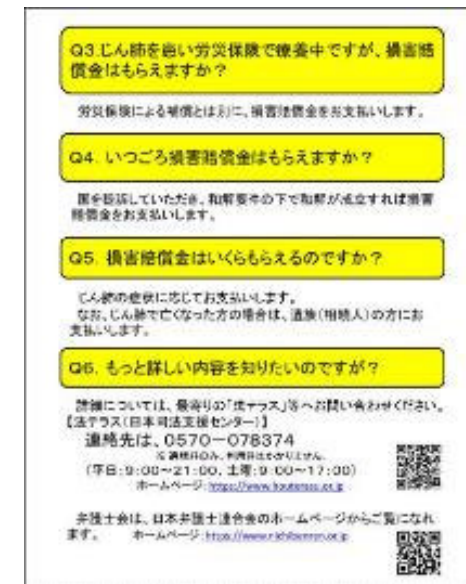
- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

Q2. 炭鉱を経営していた会社は、既に無くなっているのですが、損害賠償金はもらえますか？

最高裁判決を踏まえ、国の負担分のみをお支払いします。

（リーフレット）



Q3. じん肺を患い労災保険で療養中ですが、損害賠償金はもらえますか？

労災保険による補償とは別に、損害賠償金をお支払いします。

Q4. いつごろ損害賠償金はもらえますか？

国を提訴していただき、和解交渉の下で和解が成立すれば損害賠償金をお支払いします。

Q5. 損害賠償金はいくらもらえるのですか？

じん肺の症状に応じてお支払いします。
なお、じん肺で亡くなった方の場合は、遺族（相続人）の方にお支払いします。

Q6. もっと詳しい内容を知りたいのですが？

詳細については、最寄りの「法テラス」等へお問い合わせください。
【法テラス（日本司法支援センター）】
連絡先は、0570-078374
※通話料のみ、利用料はかかりません。
（平日：9:00～21:00、土曜：9:00～17:00）
ホームページ：<https://www.houterasu.or.jp>

弁護士会は、日本弁護士連合会のホームページからご覧いただけます。
ホームページ：<http://www.nichibenren.or.jp>